



6 会広整監第33号

令和7年1月7日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 菅 井 隆 雄

監査委員 渡 辺 真 一 郎



定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。

）

3 監査対象事務

令和5年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係

る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合规性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和6年7月29日から同年10月25日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 会津若松市河東支所3階会議室

イ 実施日 令和6年10月28日

7 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ごみ焼却施設焼却炉等修理工事及びごみ焼却施設耐火物等修理工事について（環境センター）

ごみ焼却施設焼却炉等修理工事（以下「工事 A」という。）及びごみ焼却施設耐火物等修理工事（以下「工事 B」という。）は、環境センターが所管するごみ焼却施設の稼働に伴い、経年劣化が見られた施設内部の焼却炉や耐火物等の修理工事であるが、両工事の設計金額の積算に誤りが確認された。

両工事の設計金額の積算においては、原則、県土木部の建築関係工事積算基準（以下「建築積算基準」という。）に基づき、直接工事費、共通費及び消費税相当額に区分して積算を行い、そのうち共通費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）は、建築積算基準で示される算定式による比率を用いることとしている。

しかし、両工事の共通仮設費及び現場管理費の比率の算定において、算定式で扱う工事日数の値は、建築積算基準によれば月単位として小数点以下第 2 位を四捨五入して求めた数値を使用するものとされているにもかかわらず、小数点以下を切り上げた数値を用いていた。

この結果、建築積算基準に基づき積算した場合の工事費と比較して、工事 A で約 143 万円、工事 B で約 99 万円設計金額が過大に積算されていることが分かった。

このことについて、対面監査で確認したところ、原因は建築積算基準の理解不足によるものであったことが判明した。

今後は、積算を担当する職員のスキルアップに努めるととも

に、検算等のチェック体制の充実も図りながら、適正な工事費の積算がなされるよう努められたい。

○宮瀬水管橋（下部工）耐震補強工事及び宮ノ下水管橋耐震補強工事について（用水供給課）

宮瀬水管橋（下部工）耐震補強工事（以下「工事C」という。）及び宮ノ下水管橋耐震補強工事（以下「工事D」という。）は、用水供給課が所管する水管橋の耐震補強工事であるが、両工事の設計金額の積算に誤りが確認された。

ア 共通仮設費及び現場管理費の比率の補正

両工事の設計金額の積算においては、原則、県土木部土木工事標準積算基準（以下「県の土木積算基準」という。）に基づき、直接工事費、間接工事費、一般管理費等及び消費税相当額に区分して積算を行うこととしている。

しかし、両工事の設計金額の積算においては、間接工事費の算出に使用する比率が、県の土木積算基準による比率でなく、国土交通省土木工事標準積算基準（以下「国の土木積算基準」という。）に基づく比率を用いて費用の算出がなされていた。

なお、県の土木積算基準は、国の土木積算基準を準拠し作成されているものの、地方の特性等を考慮し、間接工事費の比率には、国通知の「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」により、割増補正がなされている。

この結果、県の土木積算基準を使用して積算した場合の工事費と比較して、工事Cでは約 440 万円、工事Dでは約 98 万円が過少に積算されていることが分かった。

このことについて、対面監査で確認したところ、当該工事のために事前に設計業務委託で作成した「設計積算書」を使用したところ、当該設計積算書が国の土木積算基準を用いて作成されていたことに気付かず、当該工事費を積算したためであったことが判明した。

イ 仮設道路の築造費用

工事Cでは、河川中央部にある水管橋橋脚部の耐震補強工事を実施するため、河川区域内に仮設道路を築造しているが、当該仮設道路の築造に必要な費用については、間接工事費の共通仮設費に工事費用を積み上げて計上している。

しかし、県の土木積算基準によれば、共通仮設費に積み上げて計上する費用は、覆工板^{ふっこうばん}など仮設材の運搬費や準備費、安全費等の経費であり、仮設道路の築造に係る工事費用は、直接工事費に計上すべき費用である。

なお、直接工事費の増減は、直接工事費を対象として比率により費用を算出する共通仮設費に作用し、またその影響は現場管理費や一般管理費等の算出にも及ぶものである。

この結果、県の土木積算基準を使用して積算した場合の工事費と比較して、設計金額が過少に積算されることとなり、工事Cは、前述のAの過少分約 440 万円と合わせて約 860 万円が過少に積算されていることが分かった。

このことについて、対面監査で確認したところ、前述のＡと同様、当該工事のために事前に設計業務委託で作成した「設計積算書」を使用したところ、当該設計積算書において仮設道路の築造費用を共通仮設費に計上していたことに気付かず、当該工事費を積算したためであったことが判明した。

前述のＡ及びＢのいずれにおいても、適正な設計金額は、良好な工事品質の確保や安全な工事の遂行に必要な費用であり、費用の不足は本来の工事目的が達成されないおそれにつながるため、今後は、積算を担当する職員のスキルアップに努めるとともに、検算等のチェック体制の充実も図りながら、適正な工事費の積算がなされるよう努められたい。

結びに、各種積算基準については、毎年見直しがなされるため、適正な設計金額の積算を行う上では、更新内容を遺漏なく積算に反映していくことが重要である。この点において、順次更新内容が反映される積算システムの導入は、適正な工事費積算の実現において有効な手段の一つと思料することから、当該システムの導入に向けて積極的に検討されたい。

(参考)

工事概要

1 工事 A

- (1) 工事名 ごみ焼却施設焼却炉等修理工事
- (2) 工期 令和5年6月9日～令和6年1月11日
- (3) 請負額 140,800,000 円 (税込み)
- (4) 設計額 143,550,000 円 (税込み)
- (5) 受注者 川崎重工業株式会社東北支社

2 工事 B

- (1) 工事名 ごみ焼却施設耐火物等修理工事
- (2) 工期 令和6年1月12日～同年3月29日
- (3) 請負額 148,500,000 円 (税込み)
- (4) 設計額 148,720,000 円 (税込み)
- (5) 受注者 川崎重工業株式会社東北支社

3 工事 C

- (1) 工事名 宮瀬水管橋 (下部工) 耐震補強工事
- (2) 工期 令和5年8月18日～令和6年3月29日
- (3) 請負額 34,938,200 円 (税込み)
- (4) 設計額 39,479,000 円 (税込み)
- (5) 受注者 巳ノ瀬建設工業株式会社

4 工事 D

- (1) 工事名 宮ノ下水管橋耐震補強工事
- (2) 工期 令和5年8月4日～同年12月27日

(3) 請負額 8,195,000 円 (税込み)

(4) 設計額 8,250,000 円 (税込み)

(5) 受注者 東海鋼管株式会社仙台営業所